

第4期多摩市障害福祉計画 平成27年度～29年度



平成27年3月

多摩市

○「害」の字における表記について

多摩市では、心のバリアフリー化を推進するため、「障害」という言葉が、単語又は熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、又は可能な場合には他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、又は法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記としています。

○点訳版、音訳版、わかりやすいけいかくばんの作成について

本計画書につきましては、墨字印刷のほかに点訳版、音訳版、知的障がい者のためのわかりやすいけいかくばんを作成します。これらにつきましては、永山図書館等で閲覧することができます。

∞ 表紙のイラストについて ∞

表紙のイラストは、「自立ステーションつばさ」の折笠富子さんの作品です。

はじめに

第3期多摩市障害福祉計画（計画期間：平成24年度～26年度）の策定から、およそ3年が経過しました。この間、サービス体系の見直し、障がい者の範囲に難病等が加わるなどの法改正が行われるとともに、国連の「障害者の権利に関する条約」を締結（平成26年1月締結）するための関連法の整備が進められ、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障がいのある方を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

また、本市では、本計画と同時期に改定を行い、平成27年度からスタートする第五次多摩市総合計画第2期基本計画において、持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方の1つとして「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちの実現を目指しています。

本計画は、第五次多摩市総合計画及び障がい者施策の方向性を定めている「多摩市障がい者基本計画」に沿いながら、障害福祉サービス等の具体的な見込み量を定め、平成27年度から3年間の施策を推進するために策定するものです。

今後は、本計画に基づき、障害のある、なしに関わらず、誰もが暮らしやすく、住み続けたいまちとなるよう、当事者、支援者、事業者、関係機関や地域の皆さんなどとの連携、協力のもとに障害福祉に関するさまざまな施策の充実に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力を今後も引き続きお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました多摩市障害福祉計画策定市民委員会、多摩市障害福祉計画策定部会の皆様をはじめ、生活実態調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

多摩市長 阿部 裕 行

目次

第1章 第4期多摩市障害福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置づけと期間.....	1
3 計画の対象.....	3
4 計画策定への取組み.....	3
5 障害者総合支援法の施行と概要.....	4
6 その他関連する法律の整備等.....	6
第2章 第4期計画における国の指針と多摩市の福祉サービス等の確保に係る目標	8
1 福祉サービス等の確保に関する事項.....	8
2 福祉サービス等の確保に関する考え方.....	9
3 福祉サービス等の確保に係る目標.....	10
第3章 指定サービスの見込み量等	12
1 サービス量推計の基本的な考え方.....	12
2 サービス提供体制確保の方策.....	12
3 訪問系サービスの見込み量.....	12
4 日中活動系サービスの見込み量.....	14
5 居住系サービスの見込み量.....	20
6 相談支援サービスの見込み量.....	22
7 児童福祉法に係るサービスの見込み量.....	24
第4章 地域生活支援事業	28
1 必須事業.....	28
2 その他の事業.....	36
第5章 計画の推進	38
1 全庁的な施策の推進.....	38
2 計画の進行状況の管理体制の確立.....	38
3 市民、関係機関及び事業者等との協働.....	39
4 制度の変革を見据えた体制の構築、施策の推進.....	39
5 国、東京都への継続的な要請.....	39

資料編	40
1 多摩市の人口構成の変化	40
2 障害者手帳所持者数の推移	41
3 障害者総合支援法に係るサービス給付費の推移	44
4 多摩市の財政の見通し	45
5 計画策定までの経緯等	47
6 市民委員会設置要綱	48
7 市民委員名簿	50
8 部会名簿	51
9 庁内委員会設置要綱	52
10 計画策定にあたってよせられた意見	54
11 障がい者生活実態調査について（平成 25 年度多摩市障がい者生活実態調査報告書より抜粋）	58
12 用語解説	60

第1章 第4期多摩市障害福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

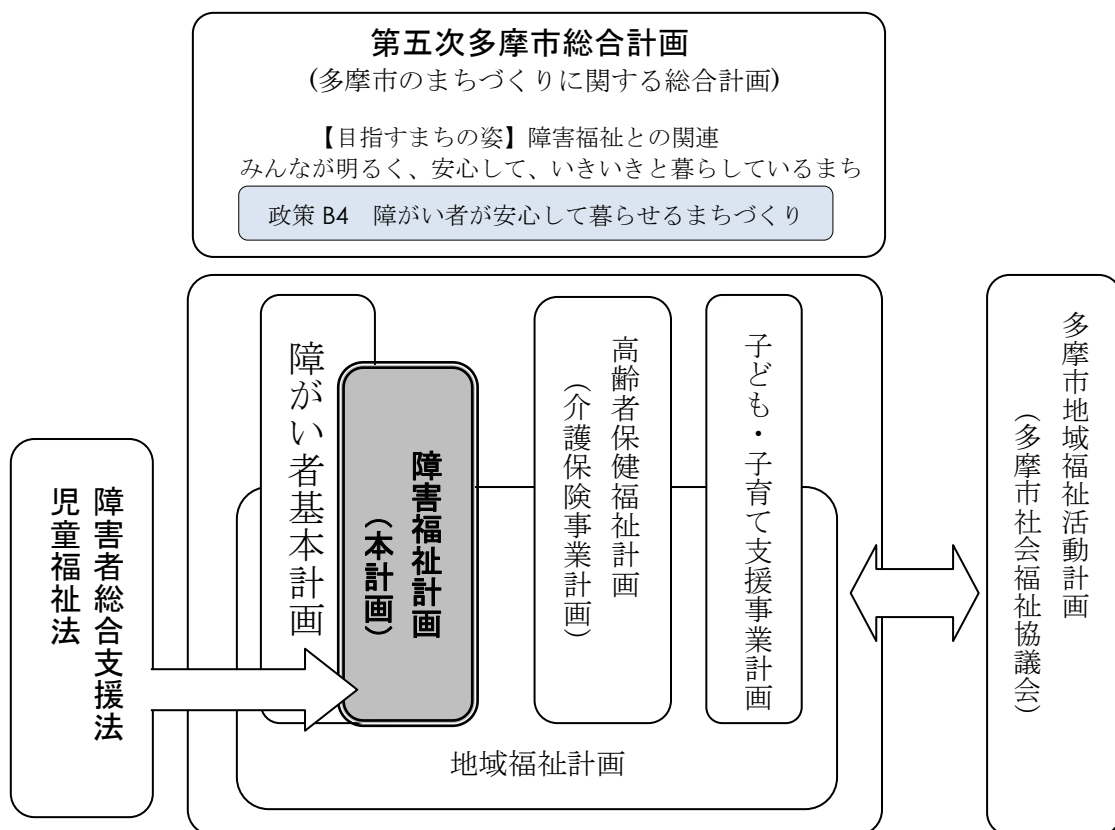
本計画は、平成24年3月に策定した第3期多摩市障害福祉計画（平成24～26年度）の進捗状況やこれまでの利用者ニーズを踏まえ、平成27年度から29年度までの各種サービスの見込み量及びその確保のための方策等を示すために策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

ア 障害者総合支援法第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のために市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」として策定する計画とします。

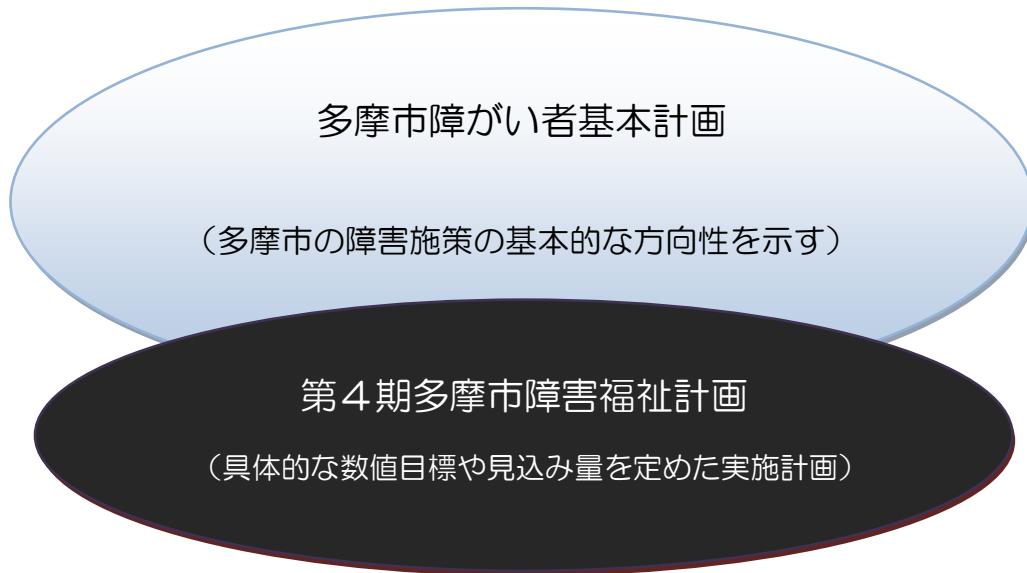
イ 第五次多摩市総合計画のもと、「地域福祉計画」の部門別計画として位置づけられる計画とします。また、多摩市障がい者基本計画のアクションプランとして、具体的な数値目標や見込み量を定める実施計画として策定します。



※ 多摩市地域福祉活動計画は、多摩市における地域福祉の推進のために、多摩市社会福祉協議会が担うべき役割、事業を明らかにするもので、誰もが自分らしく、安心して暮らせる「福祉のまち」の実現に向け、具体的な取組みを示すものです。

(2) 多摩市障がい者基本計画との関連

多摩市としての障がい者施策の方向性は「多摩市障がい者基本計画」で定めています。基本計画では、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する施策についての総合的な推進を図るための基本的な事項を定めており、本計画は、その方向性に沿ったものとして、また、国の新たな指針等を踏まえたものとして施策を展開するものです。



(3) 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

計画期間					
平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
多摩市障がい者基本計画 期間：平成 24 年度～29 年度					
第 3 期多摩市障害福祉計画 期間：平成 24 年度～26 年度			第 4 期多摩市障害福祉計画 期間：平成 27 年度～29 年度		

3 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある市民を対象とします。高次脳機能障害や難病^{※1}患者等を含みます。

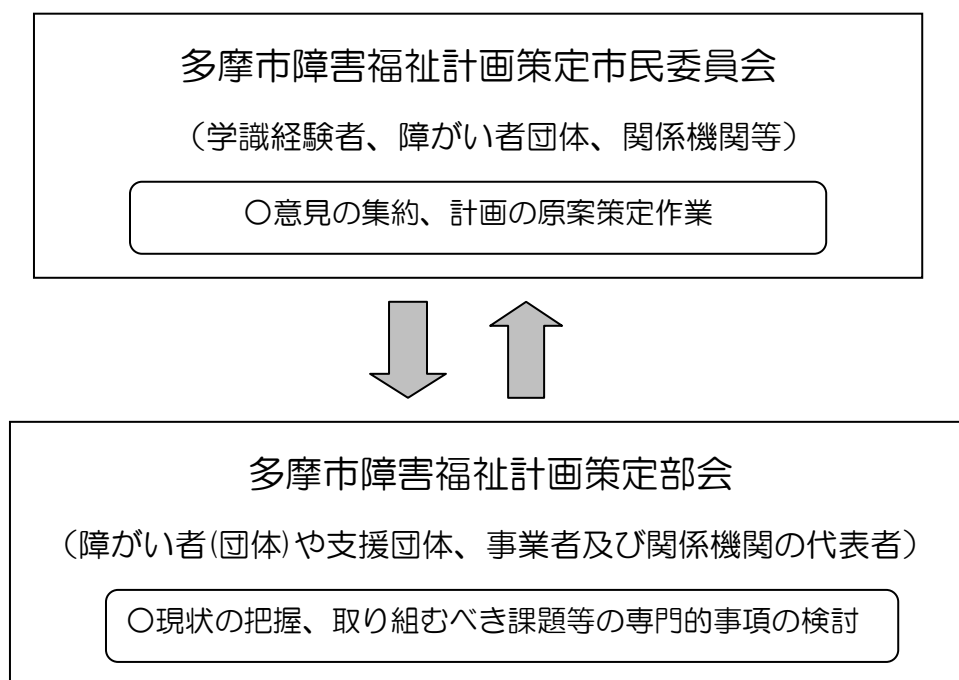
4 計画策定への取組み

本計画の策定にあたっては、平成25年12月に「多摩市障がい者生活実態調査」を行い、調査結果を計画やサービス見込み量の基礎資料としました。

また、学識経験者や障がい者団体あるいは関係機関等からなる多摩市障害福祉計画策定市民委員会を設置して、意見の集約を行い、計画の原案策定作業に取り組みました。

なお、多摩市障害福祉計画策定市民委員会では、現状の把握及び取り組むべき課題等の専門的事項を検討するため、障がい者（団体）や支援団体、事業者及び関係機関の代表者により構成された多摩市障害福祉計画策定部会を設置して、地域における課題等を検討し、計画内容についての意見交換を行いました。

【イメージ図】



^{※1} 平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める障がい児（者）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

5 障害者総合支援法の施行と概要

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月に施行（一部は平成26年4月に施行）されました。障害者総合支援法の主な改正については以下の通りです。

（1）障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経た上で、必要と認められた障害福祉サービス等が利用できることとなります。

（2）障害支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

（3）障がい者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

(4) サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するにあたって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6 その他関連する法律の整備等

(1) 障害者権利条約の締結

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国が平成26年1月にこの条約を締結したことにより、障がい者の表現の自由や、居住・移転の自由、選挙権、教育、労働等の権利が促進されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取組みが一層強化されることが期待されています。

(2) 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」（次ページ枠内を参照）の概念が盛り込まれました。

(3) 障害者差別解消法の制定

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました（平成28年4月施行予定）。

(4) 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者（児）の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

(5) 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。

（6）障害者雇用促進法の一部改正

平成28年4月より、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、平成30年4月より、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行されます。

（7）児童福祉法の改正

平成24年4月の児童福祉法の一部改正で、障がい児支援の強化が図られ、障害児施設の一元化、障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設、18歳以上の障害児施設入所者に対する在園期間の延長措置の見直しなどが行われました。

「合理的配慮」について

行政機関等や事業者は、障がい者の利用を想定して行う建築物のバリアフリー化や職員に対する研修等の環境整備について計画的に実施するよう努めるとともに、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明^{*1}があった場合には、負担になり過ぎない範囲^{*2}で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という）を行うことが求められます。

こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

障害者差別解消法では、国や地方公共団体等は合理的配慮を行わなければなりません。民間事業者については合理的配慮を行うよう努力することとされています。

「社会的障壁」について

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

例えば、

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障がいのある方への偏見など）

などがあげられます。

^{*1} 知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族・支援者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

^{*2} 負担が過重であるかどうかは、個別の事案ごとに事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度などを考慮して具体的状況に応じた総合的・客観的な判断が必要であり、詳細な検討が求められます。

第2章 第4期計画における国の指針と多摩市の福祉サービス等の確保に係る目標

第4期障害福祉計画（平成27～29年度）に係る国の基本指針においては、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保や児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）について以下の点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要とされており、本計画においても国の指針に則った施策の推進を図ります。

1 福祉サービス等の確保に関する事項

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めるものとします。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村が実施主体の基本とされています。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間の障害福祉サービスの格差をなくし水準の統一を図ることを旨とします。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス^{※1}の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備の推進を図ります。

※1 法律や制度に基づかない形で提供されるサービス。

2 福祉サービス等の確保に関する考え方

(1) 地域生活支援拠点の整備とグループホーム等の充実

地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

このため、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化するとともに、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

このため、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組みを進めるよう努めるものとします。

3 福祉サービス等の確保に係る目標

障がい者等の自立の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 29 年度を目標とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援の提供体制に係る目標を設定することとしており、国の指針を基に次の項目について目標数値を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- 平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行することとする。
- 平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本とする。

施設入所者の地域生活移行者数及び施設入所者の削減の目標値については、国の考え方に従い、平成 25 年度末時点の施設入所者 73 名のうち 12%以上が地域生活へ移行することを目標とし、9 人とします。

また、施設入所者数については、入所待機者が一定数いる現状を踏まえ、平成 26 年度 9 月現在の施設入所者数 77 名を超えないことを目標とします。施設入所者の地域移行と合わせて入所施設が必要な方のニーズに伝えていくために、今後も地域の障害福祉サービス事業所等の社会資源との連携を持ちながら地域で支える基盤づくりを進めます。

(単位：人)

年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込 (A-B)	【目標値】 地域生活移行者数
平成 25 年度末 (A)	平成 29 年度末 (B)		
73人	77人	-4人	9人

(2) 地域生活支援拠点の整備

《国の考え方》

- 平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
- 地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能
 - ①相談（地域移行、親元からの自立等）
 - ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
 - ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
 - ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
 - ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

整備にあたっては、上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）の整備を行うか、もしくは拠点の整備を行わず、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制整備（面的な体制）を行うこととな

ります。本市では、整備手法を現時点で定めることは難しいため、今後、地域自立支援協議会等の中で検討をしていくこととし、平成 29 年度の目標値は 1 箇所とします。

(単位:箇所)

	平成 26 年度 現状値	平成 29 年度 目標値
○ 地域生活支援拠点又は面的な体制の整備	0箇所	1箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）

《国の考え方》

- 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
- 平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

就労についての各目標値については、国の考え方に従い、各年度の現状値により見込みましたが、今後、障害の特性に合わせた新たな雇用の場の開拓や行政などによる障がい者施設等からの物品及び役務の優先調達をさらに進め、就労の場の確保に努めます。

また、市内に就労移行支援事業所がないことから、平成 29 年度に向けて、事業所の誘致などによる開設を検討します。

(単位:人)

	平成 24 年度 現状値	平成 29 年度 目標値
○ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	13人	26人

(単位:人)

	平成 25 年度 現状値	平成 29 年度 目標値
○ 就労移行支援事業の利用者の増加	24人	38人

(単位:箇所)

	平成 26 年度 現状値	平成 29 年度 目標値
○ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0箇所	1箇所
総事業所数	0箇所	1箇所
就労移行率3割以上の事業所数	0箇所	1箇所
	0%	100%

第3章 指定サービスの見込み量等

1 サービス量推計の基本的な考え方

サービス量の推計値の設定においては、基本的にはこれまでの実績に基づき今後の見込み量を推計しています（特別支援学校卒業後の利用者等も見込んだ数値としています）。また、「平成 25 年度多摩市障がい者生活実態調査」（以下「平成 25 年度実態調査」という。）の結果についても参考としていますが、平成 25 年度実態調査では、障害者手帳を持たない方は対象としていません。難病患者や発達障がいの方等のニーズを把握しきれていませんが、対象者数の拡大への対応が必要となっています。サービスによっては、提供体制が十分でないことが利用の低下を招いていることも考えられるため、今回、推計を行った第4期計画期間に定める見込み量を超える利用者ニーズの出現に対しても、財政状況等を踏まえつつ必要なサービス量の確保を図っていく方針です。

2 サービス提供体制確保の方策

サービス提供を行う市内の各事業所においては、恒常的な人材不足と職員の高齢化、処遇面（賃金、過重労働、雇用の不安定）などが喫緊の課題となっており、第4期計画期間においては、将来にわたり障害福祉サービスを支える人材の確保、育成等に向けて、資格を持っているが介護職についてない方の掘り起こしや障害福祉サービス事業所で働く方を対象とした研修の充実などの取組みを検討し、実施するとともに、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。

また、日中活動系サービスの事業者やグループホームの整備等については、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行います。また、公共財産や、ニュータウン再生により発生する創出地の活用等による活動場所の確保等について、総合的な支援を行います。

3 訪問系サービスの見込み量

(1) 居宅介護

〔サービス内容〕 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 重度訪問介護

〔サービス内容〕 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 同行援護

〔サービス内容〕 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

(4) 行動援護

〔サービス内容〕 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

〔サービス内容〕 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【第3期計画の見込・実績】

平成26年度上半期までの利用者数は平成24年度からほぼ同程度で推移しています。また、利用時間数については、増加傾向となっています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護・ 重度障害者等 包括支援	265人	289人	287人	277人	310人	278人
	15,041 時間/月	12,252 時間/月	16,282 時間/月	13,451 時間/月	17,587 時間/月	16,567 時間/月

【第4期計画における見込み量】

利用者数は平成24年度から一時的に減少しましたが、平成23年度実績から比較すると伸びており（H23：249人→H26：278人）、今後も微増傾向が続くと考えています。

利用時間数は重度訪問介護など長時間サービス利用される方の増加があったため大きく増加しています。第4期計画では、長時間サービスを必要とする方の増加も考慮し、平成26年度上半期の一人当たり利用時間数をもとに、見込み量を算定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護・ 重度障害者等 包括支援	288人	296人	304人
	17,840 時間/月	18,416 時間/月	18,992 時間/月

4 日中活動系サービスの見込み量

(1) 生活介護

〔サービス内容〕 常時介護が必要な障がい者であって、障害支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である人、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上である人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第3期計画の見込・実績】

生活介護の利用実績は、平成25年度末時点ではほぼ計画見込み通りですが、平成26年度上半期実績では増加していません。市内のサービス事業所の定員数がほとんど増えていないことも要因と考えられます。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
生活介護	185人	206人	215人	212人	241人	211人
	3,515 日/月	3,718 日/月	4,085 日/月	3,911 日/月	4,579 日/月	4,049 日/月

【第4期計画における見込み量】

利用希望者数については特別支援学校の卒業生も含め、微増傾向が続くと見込んでおり、第4期計画では、事業所への支援方策の検討も含め、施設数や施設の定員増が課題となっています。

利用日数については一人当たりの月の利用日数がおよそ18～19日で推移しており、大幅な増減はないものと見込んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	232人	242人	252人
	4,640日/月	4,840日/月	5,040日/月

(2) 自立訓練（機能訓練）

〔サービス内容〕 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、

- ① 理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション等の支援
- ② 日常生活上の相談支援及び助言
- ③ ①や②を通じて、地域生活を営む能力の向上を目的に、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を行います。

【第3期計画の見込・実績】

平成20年度以降、利用実績がなく、サービスの標準利用期間が1年6か月と定

められていることを勘案し、利用の拡大はあまり見込めないため、利用見込みを0人としましたが、新たに1～3人の利用実績がありました。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
自立訓練 (機能訓練)	0人	2人	0人	1人	0人	3人
	0日/月	8日/月	0日/月	18日/月	0日/月	30日/月

【第4期計画における見込み量】

利用実績が少なく、上記のとおり利用できる期間も1年6か月と限られていることから、実績と同程度で推移するものと見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	4人	4人	4人
	72日/月	72日/月	72日/月

(3) 自立訓練(生活訓練)

〔サービス内容〕地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、

- ① 入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援
- ② 日常生活上の相談支援及び助言
- ③ ①や②を通じて、地域生活を営む能力の向上を目的として、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を行います。

【第3期計画の見込・実績】

自立訓練(生活訓練)のサービスの標準利用期間が2年と定めがあることを勘案し、増加は見込みませんでした。4～14人の利用実績がありました。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
自立訓練 (生活訓練)	11人	13人	11人	14人	11人	4人
	209日/月	161日/月	209日/月	178日/月	209日/月	45日/月

【第4期計画における見込み量】

実績が少なく、上記のとおり利用できる期間も2年と限られていることから、傾向は実績と同程度で推移するものと考えます。第4期計画では、第3期実績の各年度の平均程度と見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (生活訓練)	10人	10人	10人
	150日/月	150日/月	150日/月

(4) 就労移行支援

〔サービス内容〕 一般就労等を希望し、就労に必要な知識及び技術の習得により、職場開拓等を行うことで、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者（65歳未満に限る）に対し、

- ① 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援
- ③ 就労後の職場定着のための支援
- ④ ①～③を通じ、障害の特性を活かした職場への就労・定着を目的として、必要な訓練、指導等を実施します。

【第3期計画の見込・実績】

平成24・25年度の利用実績は、40人前後でほぼ計画見込み通り、利用日数については計画を1割程度下回っています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
就労移行支援	35人	43人	40人	39人	46人	34人
	455日/月	404日/月	520日/月	463日/月	598日/月	489日/月

【第4期計画における見込み量】

近隣市に就労移行支援の事業所が新たに開所したこともあり、平成26年度の実績が増加傾向にあること、特別支援学校の卒業生の数等を勘案し、見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	45人	51人	56人
	675日/月	765日/月	840日/月

(5) 就労継続支援（A型）

〔サービス内容〕 企業等に雇用されることが困難な障がい者で、適切な支援により継続的に就労することが可能な人（利用開始時に65歳未満の者に限る）に対し、

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援
- ③ ①や②を通じて、雇用契約に基づく支援又は、雇用関係へ移行する支援を目的に、必要な指導等を実施します。

【第3期計画の見込・実績】

就労継続支援A型（雇用型）の利用実績は、平成25年度に市内に就労継続支援A型の事業所が開所したこともあり、計画見込みを大きく上回っています。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
就労継続支援 (A 型)	2 人	1 人	3 人	10 人	4 人	15 人
	44 日/月	22 日/月	66 日/月	111 日/月	88 日/月	217 日/月

【第 4 期計画における見込み量】

就労継続支援 A 型については、実施する事業所の数が少ないことが課題となっています。第 4 期では、実績から利用者数の伸びを見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A 型)	20 人	25 人	30 人
	440 日/月	550 日/月	660 日/月

(6) 就労継続支援 (B 型)

〔サービス内容〕企業等に雇用されることが困難な障がい者で、企業等に雇用されていたが年齢、心身の状態などから雇用されることが困難となった人や、就労移行支援によっても企業等の雇用に至らなかった人、その他の企業等に雇用されることが困難な人に対し、

- ① 生産活動その他の活動の機会の提供
- ② その他の必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援
- ③ ①や②を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施します。

【第 3 期計画の見込・実績】

就労継続支援 B 型（非雇用型）利用者数は平成 24・25 年度ともに利用者数が 377 人で、計画見込みを下回っており、平成 26 年度上半期についても、増えていない状況です。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
就労継続支援 (B 型)	378 人	377 人	418 人	377 人	452 人	370 人
	5,292 日/月	4,795 日/月	5,852 日/月	5,247 日/月	6,328 日/月	5,712 日/月

【第 4 期計画における見込み量】

平成 23 年度から平成 24 年度にかけては法内化の影響があり、利用者数、利用日数ともに増加しました（H23：利用者数 256 人、利用日数 2,538 日/月）。第 4 期計画では、特別支援学校の卒業生等を加味し、微増と見込みましたが、市内の事業所の定員数が増えていない状況もあり、利用者数及び利用希望者数に合わせて定員数についても検討が必要です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (B型)	401 人 6,617 日/月	413 人 6,815 日/月	425 人 7,013 日/月

(7) 療養介護

〔サービス内容〕 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時の介護が必要な障がい者のうち、

- ① 障害支援区分6の、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ② 障害支援区分5以上の、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者に対し、医療機関において、必要な介護、訓練等を実施します。

【第3期計画の見込・実績】

医療と常時介護を必要とする障がい者への療養介護は、平成 25・26 年度に 25 人が利用し、計画見込みをやや上回っています。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
療養介護	23 人 713 日/月	23 人 674 日/月	23 人 713 日/月	25 人 746 日/月	23 人 713 日/月	25 人 760 日/月

【第4期計画における見込み量】

現状と同程度で推移するものと見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	25 人 760 日/月	25 人 760 日/月	25 人 760 日/月

(8) 短期入所

〔サービス内容〕 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」とがあります）。

【第3期計画の見込・実績】

短期入所は、平成 24・25 年度に 100 人を超える利用があり、計画見込みを上回っています。平成 26 年度も上半期時点で 95 人の利用があり、年度末時点では計画を上回ると考えられます。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
短期入所	90 人	113 人	95 人	104 人	100 人	95 人
	252 日/月	303 日/月	266 日/月	347 日/月	280 日/月	376 日/月

【第4期計画における見込み量】

平成 24 年度から 25 年度にかけて利用者数が減少しましたが、支給決定者数が増えていることから、過去 3 年間の平均伸び率から増加を見込みます。利用日数も増加傾向にあることから、過去 3 年間の実績をもとに一人当たり 4.0 日/月と見込みます。

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
短期入所	105 人	420 日/月	110 人	440 日/月	115 人	460 日/月

5 居住系サービスの見込み量

(1) 共同生活援助（グループホーム）

〔サービス内容〕夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。（※グループホームについては、平成26年度から新たにグループホーム事業者が自ら行う介護サービス包括型（以前のケアホーム型）と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます）

《サービス見込み量》

【第3期計画の見込・実績】

グループホーム（ケアホーム）は、計画見込みをやや下回っていますが、平成25年度は70人が利用し、利用者は増加傾向にあります（市内のグループホームの定員数は54人でほぼ横ばいとなっています）。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期 実績
グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）	68人	61人	73人	70人	78人	68人
	2,040	1,477	2,190	1,681	2,340	1,687
	日/月	日/月	日/月	日/月	日/月	日/月

【第4期計画における見込み量】

平成25年度の実績に、生活実態調査結果のニーズと保護者等の要望を加味し、毎年5～10名程度の増加を見込みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム（共同生活援助）	80人	85人	90人
	2,432日/月	2,584日/月	2,736日/月

《整備見込み量》

障がい者が安心して暮らせる住まいの場を確保できる住居を提供するため、整備を進めます。第3期計画から計画対象になりました。

【第3期計画の見込・実績】

精神障がい者用は通過型の施設として、定員数は平成23年度の実績定員数16人としました。

知的障がい者用は滞在型の施設として、平成23年度の実績定員数37人から年に1箇所、5名定員のユニットの増を見込みましたが、新規の整備は進みませんでした。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度上半期	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
グループホーム・ケアホーム 施設整備（定員数）	58人 （うち精神 16人、知 的42人）	54人 （うち精神 16人、知 的38人）	63人 （うち精神 16人、知 的47人）	54人 （うち精神 16人、知 的38人）	68人 （うち精神 16人、知 的52人）	54人 （うち精神 16人、知 的38人）

【第4期計画における見込み量】

精神障がい者用は通過型の施設として位置づけていることから、定員数は引き続き増加を見込まないものとします。

知的障がい者用は滞在型の施設として、第3期計画期間での整備が進まなかったことから、第3期計画での整備見込みの繰り越し及び新たな利用者を見込み、1ユニット5名定員を基本として3年間で20名の定員増加とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
グループホーム （共同生活援助） 施設整備（定員数）	64人 （うち精神 16人、 知的 48人）	69人 （うち精神 16人、 知的 53人）	74人 （うち精神 16人、 知的 58人）

（2）施設入所支援

〔サービス内容〕生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて主に夜間等における入浴、排せつ、又は食事の介護等を提供することを目的に、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

※自立訓練、就労移行支援については、生活能力により単身での生活が困難な者、地域の社会資源の状況により通所することが困難な者とします。

【第3期計画の見込・実績】

施設入所支援は、80人近い利用があり、計画見込みを上回っています。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
施設入所支援	67人	77人	69人	77人	71人	77人
	2,010 日/月	2,137 日/月	2,070 日/月	2,369 日/月	2,130 日/月	2,363 日/月

【第4期計画における見込み量】

入所施設からの地域移行者がいる一方で、施設入所を希望する方もいるため、平成26年度上半期の入所者数と同程度で推移するものと見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	77人	77人	77人
	2,340日/月	2,340日/月	2,340日/月

6 相談支援サービスの見込み量

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

〔サービス内容〕 障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人に、総合的な相談、サービスの利用援助などの場合のサービス利用計画の作成などを行います。

【第3期計画の見込・実績】

サービス等利用計画の作成件数は、計画見込みを大きく下回っており、サービス等利用計画の作成の促進を図っていく必要があります。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
計画相談支援	92 人/月	0 人/月	101 人/月	8 人/月	110 人/月	36 人/月

【第4期計画における見込み量】

介護給付費と訓練等給付費の利用者数を基本として、サービスごとに異なる利用期間や複数のサービスを利用する方の数を勘案し、利用者数を見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	153 人/月	159 人/月	165 人/月

(2) 地域移行支援

〔サービス内容〕 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

【第3期計画の見込・実績】

地域移行支援については平成 24 年度に 1 人の利用があったのみで、計画見込みを下回っています。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期実績
地域移行支援	7 人	1 人	7 人	0 人	7 人	0 人

【第4期計画における見込み量】

計画期間 3 年間で施設入所者 9 人の地域移行を目標としていることから各年度 3 人の利用を見込みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域移行支援	3 人	3 人	3 人

(3) 地域定着支援

〔サービス内容〕 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に電話等による相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

【第3期計画の見込・実績】

地域定着支援については、利用実績がなく、計画見込みを下回っています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人

【第4期計画における見込み量】

第3期計画における実績はありませんが、計画期間3年間で施設入所者9人の地域移行を目標としていることから、定着支援についても各年度3人の利用を見込みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	3人	3人	3人

7 児童福祉法に係るサービスの見込み量

第4期障害福祉計画では、児童福祉法の改正に基づき、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）及び障害児入所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）について見込み量を定めます。また、障がい児通所支援を受けた児童等については、引き続き、子どものライフステージに応じて途切れのない支援を充実していく必要があります。

（1）障害児相談支援

① 障害児支援利用援助

〔サービス内容〕 児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が行う支給決定前の「障害児支援利用計画案」の作成及び支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等による「障害児支援利用計画」の作成。

② 継続障害児支援利用援助

〔サービス内容〕 指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行うことによる「障害児支援利用計画」の見直し。

【第4期計画における見込み量】

障害児通所支援の利用者数をもとに、利用者数を見込みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	53人/月	64人/月	74人/月

（2）障害児通所支援

① 児童発達支援

〔サービス内容〕 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に行われる、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援。

【第3期計画の実績】

平成24年度にサービスが開始し、市が実施している「ひまわり教室」の法内化や新規事業所の開設などもあり、実績は増加しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	上半期実績
児童発達支援	11人	59人	64人
	62日/月	550日/月	596日/月

【第4期計画における見込み量】

平成24年度のサービス開始以来、利用者数は増加しており、発達障害に関する相談件数も増加傾向にあることから、増加を見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	79人	89人	99人
	790日/月	890日/月	990日/月

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に行う児童発達支援及び治療。

【第3期計画の実績】

平成25年度以降は、実績がない状況です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	上半期実績
医療型児童発達支援	5人	0人	0人
	25日/月	0日/月	0日/月

【第4期計画における見込み量】

近年は実績がありませんが、対象児童の発達状況や医療的な支援の必要度を考慮し、適切なサービスの利用につなげる必要があります。見込み量は平成24年度実績と同水準とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型児童発達支援	5人	5人	5人
	25日/月	25日/月	25日/月

③ 放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に行われる生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援。

【第3期計画の実績】

平成24年度にサービスが開始し、特別支援学校に通学している児童の利用などによる実績が増加しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	上半期実績
放課後等デイサービス	40人	103人	127人
	203日/月	930日/月	1,138日/月

【第4期計画における見込み量】

第3期計画期間中の実績の伸びが大きく、依然としてニーズは高いものと考えています。第4期計画でも、引き続き利用希望者数や利用日数も増加傾向にあることから、増加を見込みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	171人	201人	216人
	2,006日/月	2,358日/月	2,534日/月

④ 保育所等訪問支援

〔サービス内容〕児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対して行われる、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援。

【第3期計画の実績】

市内及び近隣市にサービス提供事業所がないことから、実績がない状況です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実績	実績	上半期実績
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
	0日/月	0日/月	0日/月

【第4期計画における見込み量】

現時点では、第4期計画期間中にサービスを実施する予定の事業者がないことから数値は見込んでいませんが、市内の発達支援センターが実施する療育相談・支援等との連携を図りながら今後の体制整備等について検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問	〇人	〇人	〇人
支援	〇日/月	〇日/月	〇日/月

(3) 障害児入所支援【都道府県事業】

障害児入所支援については、都道府県が実施者として必要な整備量の見込み及びその確保のための方策を盛り込んだ方針を作成する必要があります。

① 福祉型障害児入所支援

〔サービス内容〕 障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う支援。

② 医療型障害児入所支援

〔サービス内容〕 知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行う支援。

第4章 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕地域住民への働きかけを強化することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。第4期から計画への位置づけを行います。

【第4期計画における見込み量】

第4期計画期間中においては、平成28年4月の障害者差別解消法の施行が予定されていることなどから、これまで以上に障がい者等に対する理解啓発に努めていくこととします。見込み量は各年度1事業としますが、機会を捉えた理解促進・啓発事業を行い本事業に位置づけられるものの他にも積極的な拡大を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業（事業）	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。第4期から計画への位置づけを行います。

【第4期計画における見込み量】

平成24年度から実施している「障がい者自立生活サポーター支援事業」を本事業に位置づけるとともに、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業（事業）	1	1	1

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業（地域自立支援協議会の運営含む）

〔サービス内容〕相談支援事業として、福祉サービスに係る情報の提供、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助、専門のサービス提供等を行います。

地域自立支援協議会では、相談事業の評価や困難事例への対応に係る調整を行なうほか、福祉サービス施策についての検討などを行います。

【第3期計画の見込・実績】

平成25年度現在、障害者相談支援事業は障害福祉課及び市内2箇所の地域活動支援センターの3箇所で、また、地域自立支援協議会は障害福祉課が事務局となって実施しています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
障害者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会（箇所）	1	1	1	1	1	1

【第4期計画における見込み量】

第3期計画に引き続き、障害者相談支援事業3箇所、地域自立支援協議会1箇所の実施を見込みます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業（箇所）	3	3	3
地域自立支援協議会（箇所）	1	1	1

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

〔サービス内容〕相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置した総合的な相談支援センターを設置することにより相談支援機能の強化を図ります。

【第3期計画の見込・実績】

第3期計画においては、センターとして運営するための基盤整備の見込みが立たないため、センターの設置見込みはたてませんでした。機能としては相談支援のコーディネートを市が中心となり実施してきました。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
基幹相談支援センター等機能強化事業（箇所）	1	1	1	1	1	1

【第4期計画における見込み量】

第3期計画に引き続き、基幹相談支援センターの設置は見込まず、市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター等機能強化事業（箇所）	1	1	1

③ 住宅入居等支援事業

〔サービス内容〕 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援するものです。

【第3期計画の見込・実績】

事業実施のための基盤整備を検討し、平成26年度に整備を見込むとしていましたが、検討が進まず、整備にいたりませんでした。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
住宅入居等支援事業(箇所)	0	0	0	0	1	0

【第4期計画における見込み量】

第4期計画において事業の実施体制や公的保証人制度を含めて検討します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅入居等支援事業(箇所)	0	0	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

【第3期計画の見込・実績】

第3期計画では、見込み量に対して実績がありませんでした。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
成年後見制度利用支援事業(人)	1	0	1	0	1	0

【第4期計画における見込み量】

第4期計画では、第3期計画の見込み量を据え置き、各年度1人としました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業(人)	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

〔サービス内容〕 障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【第4期計画における見込み量】

国の実施要綱に基づく事業の実施はありませんが、多摩南部成年後見センター（調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で設立）により、法人後見の支援等を実施しており、今後も継続していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業（箇所）	0	0	0

(6) 意思疎通支援事業

〔サービス内容〕 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。また、市役所や関係機関への手話通訳者の設置を推進します。

【第3期計画の見込・実績】

手話通訳者派遣の利用実績は、計画を下回っていますが50人以上の利用があります。要約筆記者派遣は、計画を大きく下回り4～5人の利用となっています。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績
コミュニケーション支援（手話通訳者派遣）（人）	62	56	65	51	68	50
コミュニケーション支援（要約筆記者派遣）（人）	7	5	10	4	13	4

【第4期計画における見込み量】

意思疎通支援事業は利用登録希望者の伸びが緩やかであることに伴い、今後3年間の実利用者も微増と見込んでいます。特にまだ利用希望者が少ない要約筆記者は中途失聴者や難聴者の利用が中心となるため、対象者への周知に今後も努めていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コミュニケーション支援（手話通訳者派遣）（人）	57	58	59
コミュニケーション支援（要約筆記者派遣）（人）	5	6	7

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は在宅の重度障がい者などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費）を給付します。

【第3期計画の見込・実績】

日常生活用具給付事業の利用実績は、計画をやや下回り、2,700 件台の利用で推移しています。排せつ管理支援用具が全体の9割以上を占めています。

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	上半期 実績
日常生活用具給付等事業 (件)	2,824	2,789	3,041	2,776	3,248	1,438
介護・訓練支援用具 (移動用リフトなど)	20	15	20	11	20	6
自立生活支援用具 (特殊便器など)	25	33	30	35	30	10
在宅療養等支援用具 (ネブライザーなど)	32	29	34	29	36	11
情報・意思疎通支援用具 (ファックスなど)	40	35	50	32	55	8
排せつ管理支援用具 (ストマ用装具など)	2,700	2,671	2,900	2,659	3,100	1,402
住宅改修費	7	6	7	10	7	1

【第4期計画における見込み量】

第3期計画の実績をもとに件数を見込みます。排せつ管理支援用具（ストマ用装具など）については増加を見込み、その他の用具については、年度間での実績にばらつきがあることから、計画上は27年度の見込み量を据え置きとしますが、申請に基づき必要量を給付していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業 (件)	3,120	3,270	3,420
介護・訓練支援用具 (移動用リフトなど)	20	20	20
自立生活支援用具 (特殊便器など)	28	28	28
在宅療養等支援用具 (ネブライザーなど)	32	32	32
情報・意思疎通支援用具 (ファックスなど)	32	32	32
排泄管理支援用具 (ストマ用装具など)	3,000	3,150	3,300
住宅改修費	8	8	8

(8) 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、研修を行います。平成 25 年 4 月より必須事業となりました。

【第 4 期計画における見込み量】

これまで実施してきた実績と同様な計画で見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業 (回)	36	36	36

※上記の他に市独自事業として要約筆記講習会を毎年 21 回ずつ実施予定

(9) 移動支援事業

〔サービス内容〕移動支援事業として、知的及び精神の障がい者などが移動する際の支援（ガイドヘルプ）を行います。

【第 3 期計画の見込・実績】

移動支援事業は、平成 25 年度現在、42 箇所で開催しており、利用者数も計画を上回って増加しています。移動支援については、国の動向を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	上半期 実績
移動 支援 事業	実施箇所（箇所）	43	38	45	42	45	45
	利用者数（人）	135	154	140	165	145	144
	利用時間数 （時間/月）	2,000	1,866	2,200	2,097.5	2,420	2100.5

【第4期計画における見込み量】

平成 24～26 年度の実績等から、実施箇所については年 3 事業所の増加、利用者数・利用時間数は年 3%程度の増加を見込んでおります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動 支援 事業	実施箇所（箇所）	47	50	53
	利用者数（人）	165	170	175
	利用時間数（時間/月）	2,167	2,232	2,299

（10）地域活動支援センター

〔サービス内容〕障がいのある人の日中活動（創作的活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。

【第3期計画の見込・実績】

多摩市では地域活動支援センターⅠ型事業所2箇所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施しています。第3期計画の見込み量において「地域活動支援センター機能強化事業」を含む地域活動支援センター全体の利用見込みとして数値を設定しましたが、実績では、相談支援等の機能強化事業部分について記載をします。利用実績は、平成 26 年度上半期に大きく増加しており、引き続き相談支援等の支援の充実が必要となっています。

			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	上半期 実績
タ ー 機 能 強 化 事 業	地域活動支援 センターⅠ型	箇所	2	2	2	2	2	2
		人数/日	430	40	450	37	470	69
	地域活動支援 センターⅡ型	箇所	0	0	0	0	0	0
		人数/日	0	0	0	0	0	0
	地域活動支援 センターⅢ型	箇所	0	0	0	0	0	0
		人数/日	0	0	0	0	0	0

【第4期計画における見込み量】

平成 26 年度上半期の実績から、今後も利用者数が増加するものと見込んでいます。また、第 4 期計画において数値は見込んでいませんが、より身近な地域での支援や障がい者の日中の居場所などが必要とされています。第 4 期計画期間中にⅡ型・Ⅲ型の整備も含めた地域活動支援センターのあり方について社会資源も含めた中で今後の必要数等の検討を行います。

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
タ ー 機 能 強 化 事 業	地域活動支援 センターⅠ型	箇所	2	2	2
		人数/日	100	110	120
	地域活動支援 センターⅡ型	箇所	0	0	0
		人数/日	0	0	0
	地域活動支援 センターⅢ型	箇所	0	0	0
		人数/日	0	0	0

2 その他の事業

① 日中一時支援事業

身体障がい者、知的障がい者等の人で、介護者（家族）に何らかの理由があり、介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行います。

【第3期計画の見込・実績】

日中一時支援事業は、平成25年度現在14箇所で実施し、実施箇所数は計画を上回っていますが、利用実績は100人程度とやや下回っています。

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績	
支 援 事 業	日中一時	実施箇所（箇所）	12	14	13	14	14	14
		利用者数（人）	110	111	119	101	128	89
		利用単位数（※）	770	592	833	512	896	543

※1単位4時間とする

【第4期計画における見込み量】

現状と同程度で推移するものと見込みます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
支 援 事 業	日中一時	実施箇所（箇所）	14	14	14
		利用者数（人）	106	106	106
		利用単位数（※）	549	549	549

※1単位4時間とする

② 社会参加促進事業

〔サービス内容〕障がい者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得その他の社会参加事業を実施します。

【第3期計画の見込・実績】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障がい者ふれあいスポーツ大会を実施していますが、平成24年度は総合体育館の改修工事により中止となりました。

芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業は計画見込みどおり実施しました。

自動車運転免許取得及び障がい者デイサービス・水浴訓練に伴う福祉センターへのバス送迎は見込みを下回っています。

なお、奉仕員養成研修事業は第4期から必須事業となりました。また、車いすバスやまゆり号の団体貸出は平成25年度までで廃止となり、平成26年度からは、新たに障がい者団体のバス借り上げに対する補助を開始しました。

		単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
			計画	実績	計画	実績	計画	上半期実績	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	1	0	1	1	1	0	
	芸術・文化講座開催等事業	回	14	14	14	14	14	5	
	点字・声の広報等発行事業	回	28	29	28	29	28	14	
	自動車運転免許取得	人	5	6	5	1	5	0	
	その他の社会参加事業	車いすバスやまゆり号（団体貸出）	人/月	410	489	430	370	450	事業廃止
		デイ・水浴（福祉センター送迎）	人/月	171	159	191	105	214	95

【第4期計画における見込み量】

各事業とも第3期計画の実績に基づき、第4期計画の数値を見込みました。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	1	1	1	
	芸術・文化講座開催等事業	回	14	14	14	
	点字・声の広報等発行事業	回	28	28	28	
	自動車運転免許取得	人	5	5	5	
	その他の社会参加事業	障がい者団体バス借り上げ料補助金交付事業	回/年	20	20	20
		デイ・水浴（福祉センター送迎）	人/月	103	112	118

※なお、平成29年度以降の障がい者団体バス借り上げ料補助金交付事業継続は未定

第5章 計画の推進

1 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、福祉、子育て、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、本計画に定める目標の達成を図っていくために、関係部署と連携し、施策の推進を図っていきます。

また、障がい者や高齢者等、全ての市民が地域で安心して生活できる「多摩市版地域包括ケアシステム」^{※1}の構築に向けた検討を進めます。

2 計画の進行状況の管理体制の確立

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そのため、多摩市地域自立支援協議会を中心として、行政や市内の障がい者団体・事業者などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、本計画の目標値、見込み量等と照らし合わせた上で、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

【PDCA サイクルについて】

- ① 平成 29 年度までの目標、サービス提供に関する見込み量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ② 上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③ 定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④ 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Act）
- * 見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。

^{※1} 「地域包括ケアシステム」とは、本来、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、医療・居住・福祉等の支援が一体的に提供されるシステムですが、高齢者に限らず、障がいのある方を含めたのが「多摩市版地域包括ケアシステム」です。

3 市民、関係機関及び事業者等との協働

この計画を推進していくためには、行政のみならず、障がい当事者及び当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。そこで、障がいのある人をはじめとして、各種団体や機関が、それぞれ役割を分担しながら、緊密に連携・協力し、地域の中で障がいのある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

4 制度の変革を見据えた体制の構築、施策の推進

近年、平成 26 年 1 月の障害者権利条約の締結を頂点とする各種法律等の制定や改正が目まぐるしく行われ、また、今後も予定されています。障害者差別解消法の平成 28 年 4 月からの施行に向けては、現在、国が基本指針の策定中であり、指針が示され次第、市としての対応要領を策定し、施策の展開を図っていきます。

障害者就労施設等の受注の拡大を図ることで、障がい者等の自立の促進を目的に平成 24 年 6 月に制定された障害者優先調達推進法に基づく取組みも、今後、拡大していく必要があります。

また、その他諸々の制度改正等に対しては、それらに即応した体制を構築し、施策を推進していきます。

5 国、東京都への継続的な要請

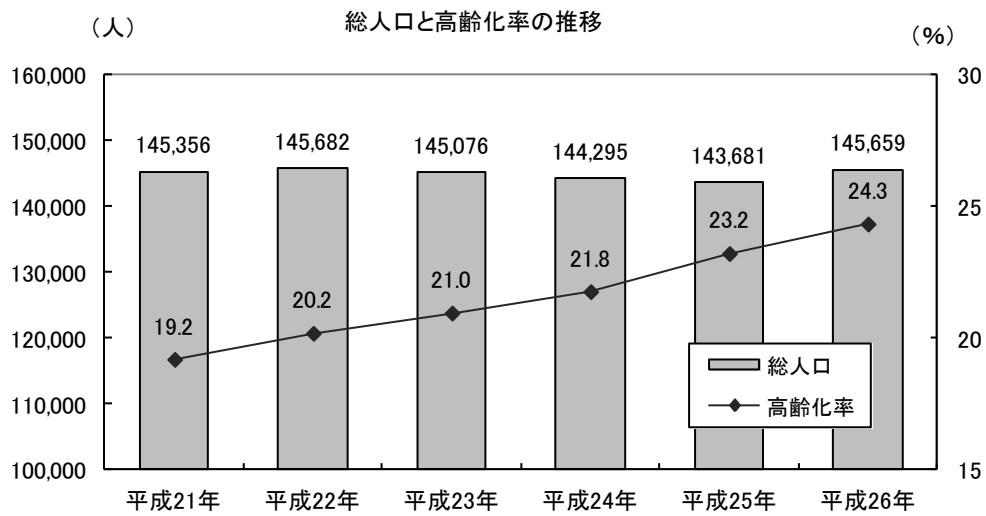
個々の障害特性に応じた質の高い障害福祉サービスの提供にあたっては、そのサービスを供給できる体制が整っていなければなりません。特に今般、サービス提供事業者の人材や質の確保が急務となっています。そのためには、報酬体系や十分な研修制度の確立等、見直しを図っていく必要があります。

このことを含め、市は、国あるいは東京都と連携し障害施策を推進するとともに、障害に係る制度全般の基本的な枠組みや広域的あるいは専門性の高い事業について、一層の改善の働きかけを国・東京都に対し行っていきます。

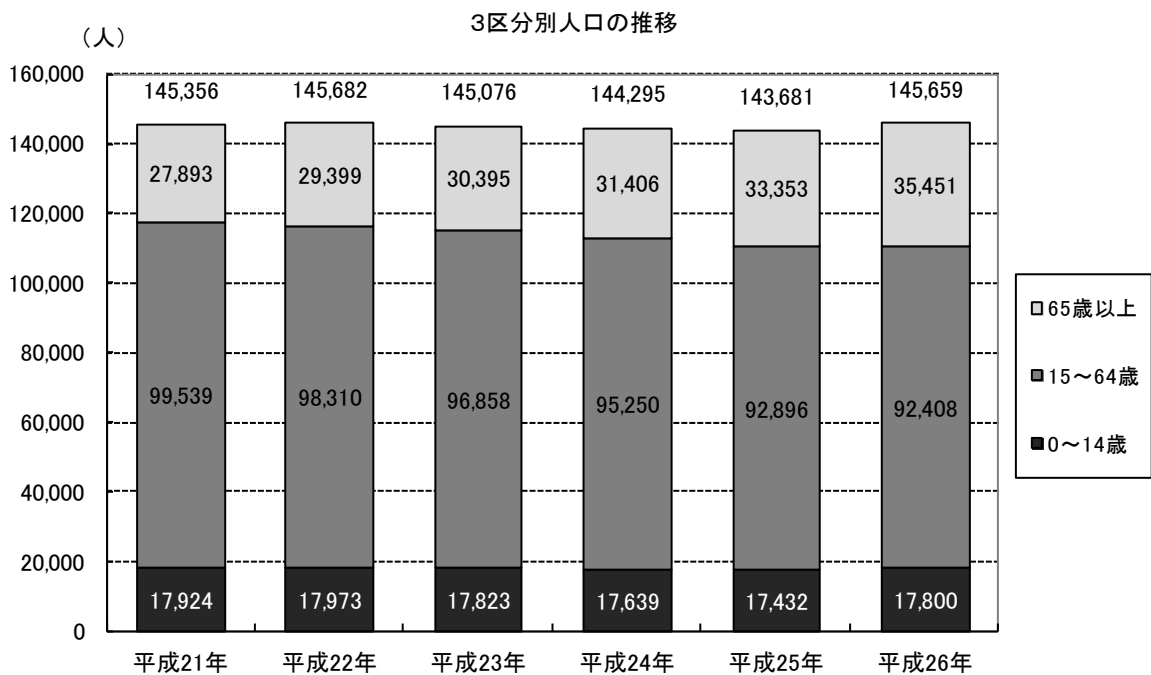
また、市は、限られた財源の一方で、障害福祉経費を始めとする扶助費が膨らみ続ける等、厳しい財政状況が続く状況にあり、財源確保のための法制度改革や支援を継続的に要請していく必要があります。

資料編

1 多摩市の人口構成の変化

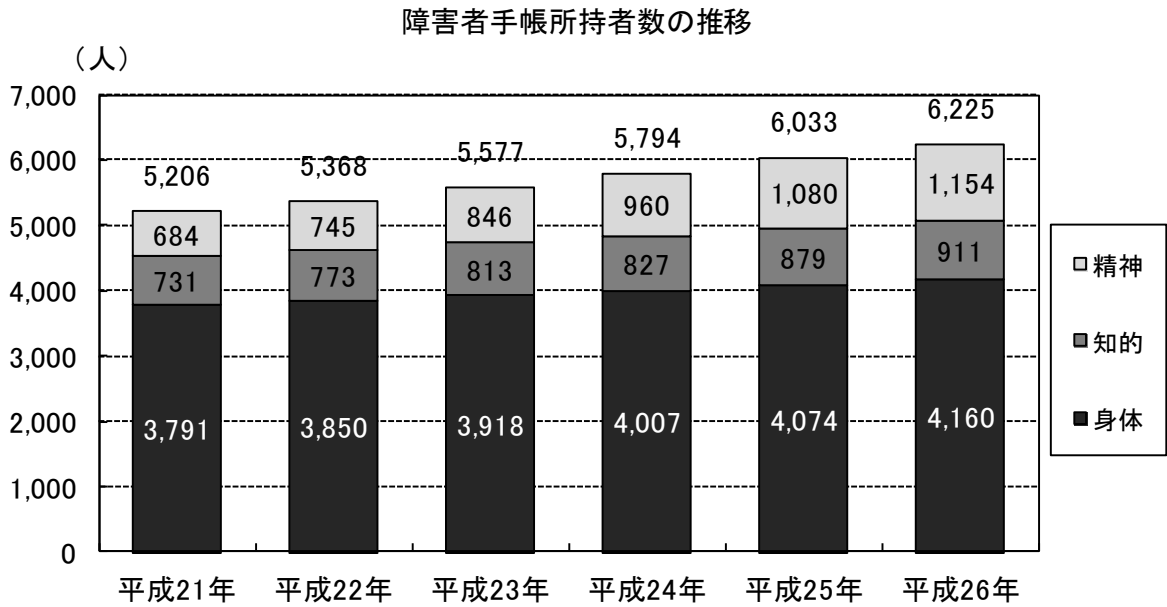


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

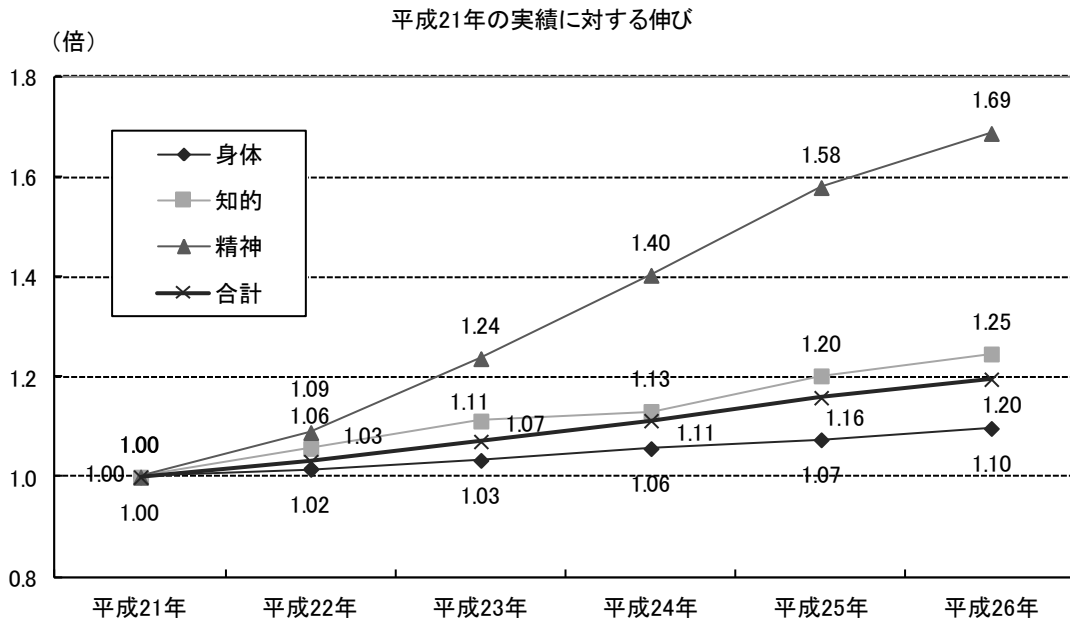


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

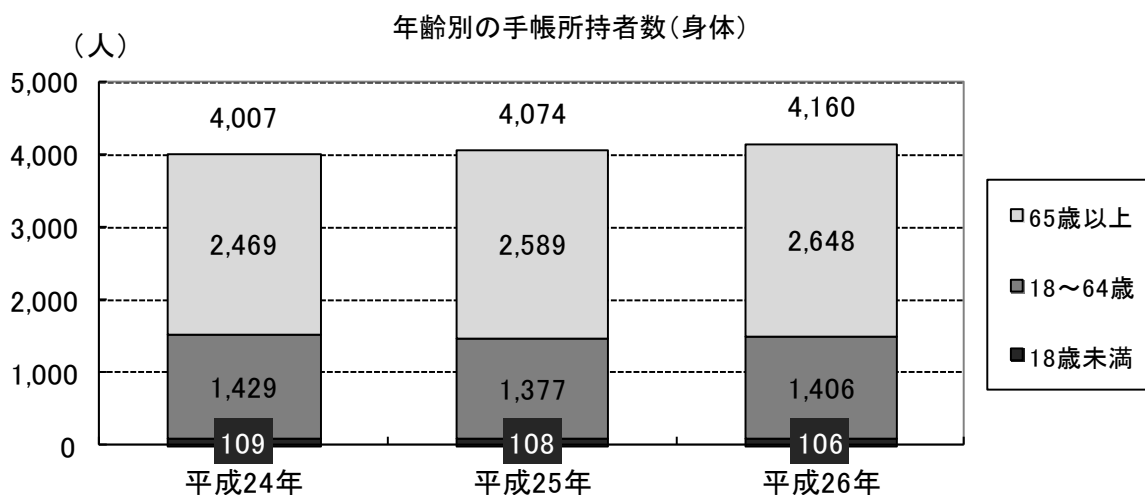
2 障害者手帳所持者数の推移



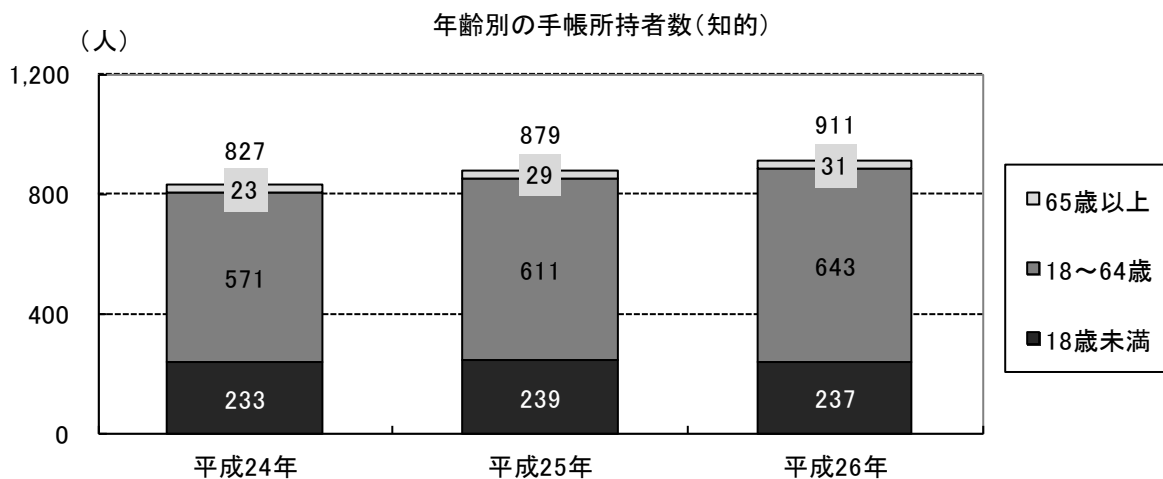
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



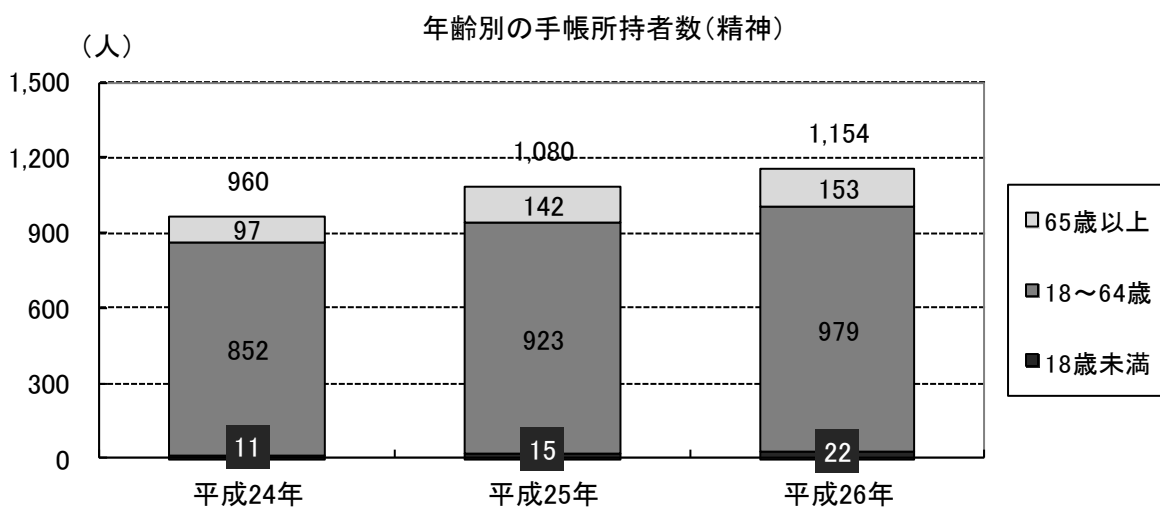
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

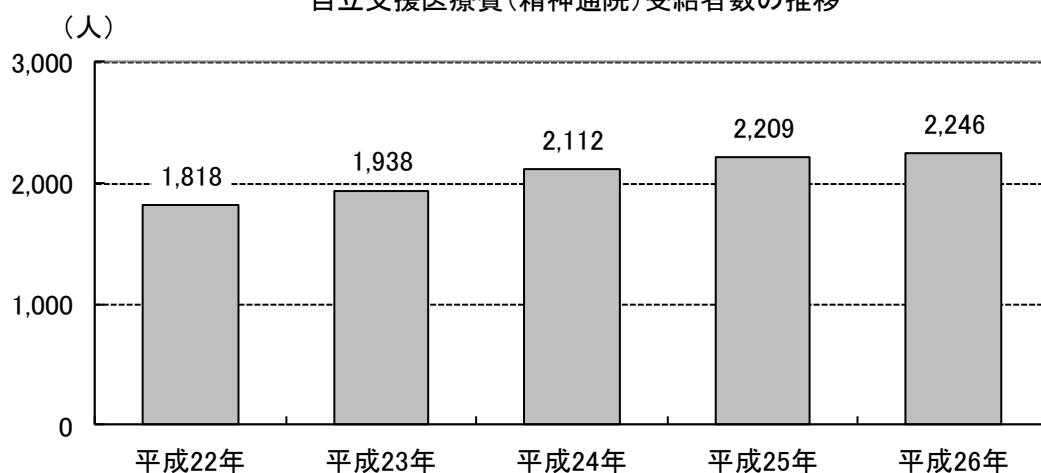


資料：障害福祉課（各年4月1日現在）



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■障害支援区分認定者

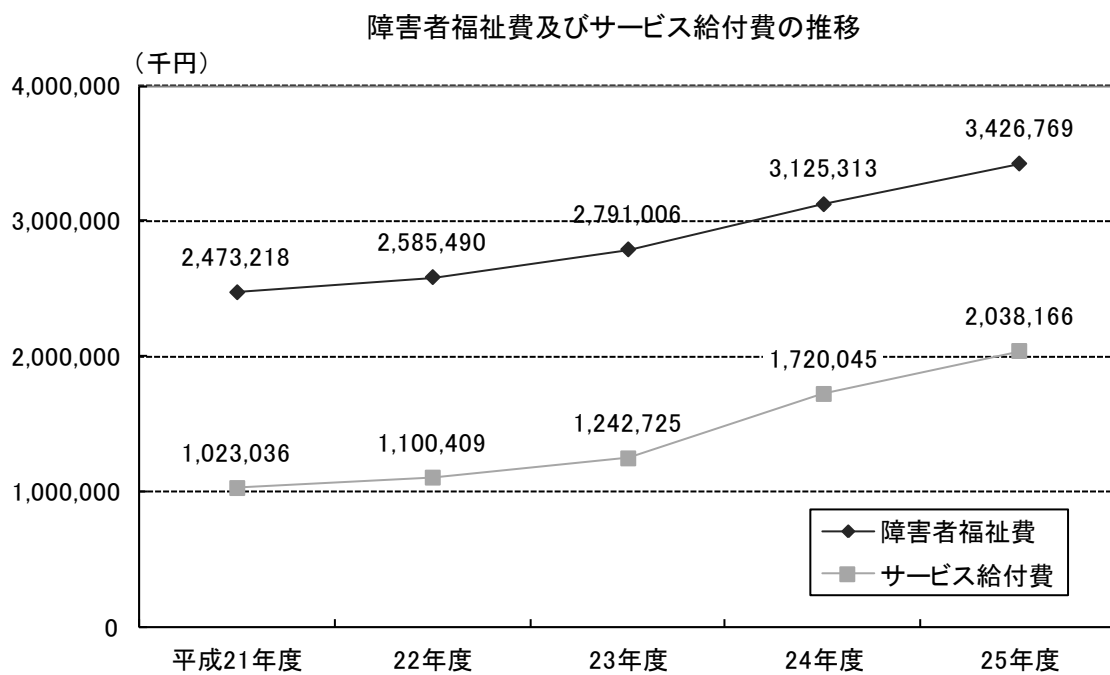
(平成26年4月1日現在)

区分			合計
区分1	身体	2	12
	知的	4	
	精神	6	
区分2	身体	25	89
	知的	25	
	精神	39	
区分3	身体	40	151
	知的	67	
	精神	44	
区分4	身体	19	100
	知的	77	
	精神	4	
区分5	身体	27	74
	知的	47	
	精神	0	
区分6	身体	87	114
	知的	27	
	精神	0	
合計	身体	200	540
	知的	247	
	精神	93	

※ 「障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、区分1～6まであり、区分6が必要とされる支援の度合いが高い。

資料：障害福祉課

3 障害者総合支援法に係るサービス給付費の推移



資料：障害福祉課

4 多摩市の財政の見通し

(1) 平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの財政の見通し

「財政の見通し」は、第五次多摩市総合計画の第2期基本計画更新にあたり、平成27(2015)年度予算をベースに現行の税財政制度が続く前提で、今後4年間の見通しを推計したものです。

本計画を推進していくためには、施策とその裏づけとなる財源が対となり、計画期間10年間の財政見通しを示すことが理想ですが、一方で、今のように変化の激しい社会経済状況にあっては、10年間の数値自体がそれほどの意味を持たないものになっています。

特に、わが国全体の少子化・高齢化の進行を見据えた社会保障と税の一体改革の取り組みが進行中であり、経済再生に向けた取り組みとあわせ、推計の前提となる税財政制度が大きく変化しています。こうした動きが今後の地方財政に与える影響を見通していくことは非常に困難ではありますが、逆にこうした状況にあるからこそ、先行きの見通しを立てながら財政運営を考えるため、第1期に続き、第2期基本計画の計画期間に係る「財政の見通し」を作成しました。

財政の見通しの概要（図表①の説明）

◆財政の見通し（平成 27（2015）年3 月現在）

現行制度を前提に今後を推計すると、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間の予算規模（一般会計歳出ベース）は約2,607.7億円となります。

普通建設事業費を含む財源対策（市債以外）は、平成28年度からの4年間で約58.5億円が必要なものと見込みます。なお、この見通しには、パルテノン多摩ほか、今後の対応を検討中の普通建設事業費は数値に含んでおりません。

第2期基本計画の計画期間は、公共施設等の老朽化問題に対し本格的に対応を進めていくことが必要な時期に入ります。現在検討中の施設等についても、スピード感を持って、適切な道筋を立ててまいります。

◆歳入

市税は、法人市民税の一部国税化や固定資産税の評価替えの影響などにより、全体としては微減を見込みます。市債は、普通建設事業費に連動した所要額を見込み、国・都支出金は、歳出に連動した額を見込みます。その他の収入は、平成27（2015）年度分の基金繰入金を除く分について横ばいを見込みます。

◆歳出

人件費、公債費が減少する一方、扶助費や繰出金はさらに増加する見込みです。普通建設事業費は、現時点の想定で平成27（2015）年度からの5年間で約181.1億円を見込みます。なお、第2期基本計画の期間中に改修工事等が必要と考えられるその他の施設（パルテノン多摩など）を加えた場合、金額が変動します。

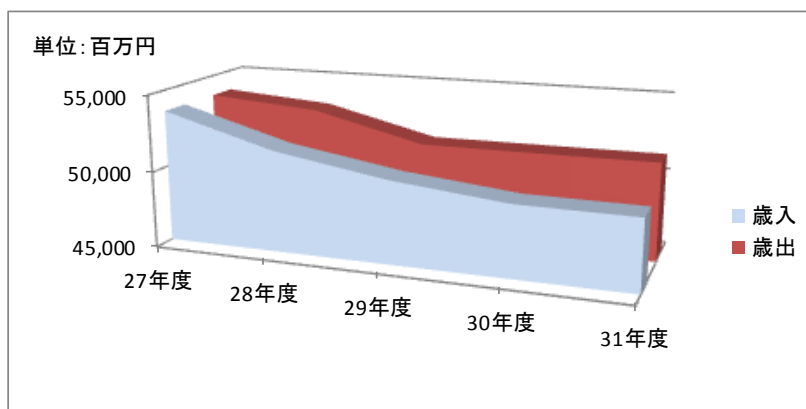
◆財源対策等が必要な額

必要な財源対策等の金額（市債を除く）は、約58.5億円を見込みます。なお、現在、上記のその他施設に係る費用の概算は約89.1億円と試算しており、これらを実施する場合、市債発行可能額を差し引いても、更に約28.5億円の財源対策が必要となります。あわせて約87.0億円の財源対策が必要と試算されます。

図表① 平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの財政の見通し

(単位：百万円)

項目						5年間 合計
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
歳入						
市税	27,936	27,741	27,777	27,450	27,430	138,334
市債	2,121	1,140	712	509	410	4,892
国庫支出金	8,393	8,901	8,495	8,693	8,802	43,284
都支出金	6,670	7,133	6,730	6,306	6,267	33,106
その他の収入	8,530	6,693	6,693	6,693	6,693	35,302
合計	53,650	51,608	50,407	49,651	49,602	254,918
歳出						
人件費	8,897	8,683	8,582	8,510	8,334	43,006
扶助費	14,346	14,616	14,965	15,309	15,621	74,857
公債費	2,110	2,185	1,990	1,965	1,869	10,119
物件費	9,187	9,215	9,183	9,186	9,192	45,963
補助費等	6,698	6,825	6,146	6,156	6,056	31,881
繰出金	5,507	5,824	6,386	6,745	7,211	31,673
その他	848	1,078	1,078	1,078	1,078	5,160
普通建設事業	6,057	4,674	2,983	2,384	2,009	18,107
合計	53,650	53,100	51,313	51,333	51,370	260,766
財源対策所要額	0	△ 1,492	△ 906	△ 1,682	△ 1,768	△ 5,848



※図表①には、第2期基本計画の期間中に改修工事等が必要と考えられるその他の施設（パルテノン多摩など）を含みません。その他の施設（パルテノン多摩など）を加えた場合、金額が変動します。

※各項目の用語の説明は、147 ページをご覧ください。

※上記の数値（普通建設事業費 181.1 億円、市債 48.9 億円、財源対策 58.5 億円）に、パルテノン多摩など、現在改修工事等を検討中の施設（※注）を加えた場合の試算は下の表のとおりです。この場合、市債約 109.5 億円に加え、約 87.0 億円の財源対策等が必要と見込まれます。

	①図表1の数値	②検討中の施設（※注）	①+②
普通建設事業費	約181.1億円	約89.1億円	約270.2億円
市債	約48.9億円	約60.6億円	約109.5億円
財源対策所要額	約58.5億円	約28.5億円	約87.0億円

※注：市の発注工事による改修を想定した場合の試算値です。消費税率 10%対応、建設労務単価の上昇、現況対応に必要な追加工事等により金額が上昇することが想定されます。また、PFI などの手法を用いた場合や、都市計画税の活用、他の特定財源が確保できる場合などは数値が変動します。

資料：第5次多摩市総合計画より抜粋（平成27年3月）

5 計画策定までの経緯等

(1) 多摩市障害福祉計画策定市民委員会

回数	年月日	内容
第1回	平成26年 9月16日	(1) 多摩市障害福祉計画の策定スケジュール (2) 多摩市障害福祉計画の策定について
第2回	10月14日	(1) 身体部会との意見交換 (2) 知的部会との意見交換
第3回	10月28日	(1) 精神部会との意見交換 (2) 事業所部会との意見交換
第4回	11月25日	(1) 第4期多摩市障害福祉計画の素案(案)について (2) わかりやすいけいかくばんについて
第5回	平成27年 1月27日	(1) 第4期多摩市障害福祉計画原案(案)について (2) パブリックコメントに寄せられた意見について

(2) 多摩市障害福祉計画策定部会

年月日	内容
平成26年 8月26日	多摩市障害福祉計画策定にかかる説明会 (1) 第4期多摩市障害福祉計画の構成案 (2) 策定スケジュール (3) 市民委員会・部会の位置付け (4) 各部会からの市民委員の選出について
9月25日	(1) 身体・知的・精神・事業所の4部会に分かれての意見集約
平成27年 1月19日	(1) 第4期多摩市障害福祉計画(素案)の説明 (2) パブリックコメントに寄せられた意見について

(3) パブリックコメントの実施

年月日	内容
平成26年 12月19日～ 平成27年 1月9日	提出者：6人(方法別内訳：公式HP専用フォーム2人、 FAX2人、郵送0人、障害福祉課へ持参2人) 意見：13件

(4) 多摩市障害福祉計画策定委員会

回数	年月日	内容
第1回	平成26年 7月30日	(1) 多摩市障害福祉計画の策定について (2) 多摩市障害福祉計画の策定スケジュール
第2回	8月21日	(1) 多摩市障害福祉計画のたたき台(案)について
第3回	12月11日	(1) 多摩市障害福祉計画の素案(案)について
第4回	平成27年 2月10日	(1) パブリックコメントで寄せられた意見について (2) 多摩市障害福祉計画原案(案)について

6 市民委員会設置要綱

多摩市告示第323号

第4期多摩市障害福祉計画策定市民委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成26年 7月22日

多摩市長 阿部裕行

第4期多摩市障害福祉計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期多摩市障害福祉計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、多摩市障害福祉計画策定市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員19人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 別表に掲げる団体等の代表者 18人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(部会)

第7条 委員会に、下部組織として多摩市障害福祉計画策定部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、計画案の策定に関する専門的事項を検討し、その結果を委員会に報告する。

3 部会は、別表に掲げる団体等から推薦される者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。

(関係者の出席)

第8条 委員長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第7条関係)

身体障がい者団体(肢体・視覚・聴覚)	知的障がい者団体	精神障がい者団体
関連福祉サービス事業者	医療・福祉関係機関	

7 市民委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属	備考
1	岩橋 誠治	たこの木クラブ	
2	植草 久子	東京都立多摩桜の丘学園	
3	落合 多美子	NPO 法人 たすけあいの会ぼれぼれ	副委員長
4	折笠 富子	自立ステーションつばさ	
5	勝手 春幸	障がい者相談員	
6	北山 文子	ワークセンターれすと	
7	木村 英子	多摩市在宅障害者の保障を考える会	
8	齊藤 美三男	社会福祉法人 日本心身障害児協会	
9	佐藤 享美	社会福祉法人 正夢の会	
10	紫藤 勇市	社会福祉法人 啓光福祉会	
11	鈴木 孝男	多摩中央病院	
12	瀧澤 威晴	一般社団法人ぱうず	
13	竹内 康二	明星大学	委員長
14	立山 裕子	社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会	
15	對馬 かな子	東京都南多摩保健所	
16	中原 さとみ	桜ヶ丘記念病院	
17	濱田 清吉	NPO 法人 多摩市障害者福祉協会	
18	布施 千鶴子	多摩市視覚障害者福祉協会	
19	山崎 誠	多摩市聴覚障害者協会	

委嘱期間 平成26年9月16日から平成27年3月31日まで

8 部会名簿

No.	団体名・事業者名	部会名	No.	団体名・事業者名	部会名
1	多摩市聴覚障害者協会	身体	23	NPO 法人わこうど 未来樹	精神
2	多摩市視覚障害者福祉協会	身体	24	NPO 法人わこうど 若人塾	精神
3	NPO 法人 コミュニティーネットワーク	身体	25	NPO 法人 瓜生福祉会	精神
			26	ワークセンターれすと	精神
4	NPO 法人 多摩市聴覚障がい者情報活動センター	身体	27	NPO 法人 多摩草むらの会	精神
5	NPO 法人 多摩市身体障害者福祉協会	身体	28	多摩中央病院	精神
6	多摩市在宅障害者の保障を考える会	身体	29	NPO 法人障害者自立支援センター多摩 ワークス多摩	精神
7	基準該当事業所 つばさ組	身体	30	サンクラブ多摩	精神
8	ぐりーんぴーす工房	知的	31	ほっと・はうすONE	事業者
9	NPO 法人 くぬぎ	知的	32	NPO 法人 アビリティクラブ たすけあい多摩たすけあいワーカーズつむぎ	事業者
10	NPO 法人 工房マテリアル	知的			
11	NPO 法人 あしたや共働企画	知的			
12	NPO 法人多摩ジープーキャンビー	知的	33	NPO 法人 たすけあいの会 ぼれぼれ	事業者
13	コラボたま ワークセンター つくし親の会	知的	34	NPO 法人 ハンディキャブ ゆづり葉	事業者
14	自立ステーションつばさ	知的	35	株式会社ライフケアサービス	事業者
15	NPO 法人どんぐりパン	知的	36	一般社団法人 ぼうず	事業者
16	たこの木クラブ	知的	37	アイム在宅ケアセンター多摩	事業者
17	多摩市手をつなぐ親の会	知的	38	啓光相談支援センター	事業者
18	NPO 法人暉望	知的	39	地域活動支援センター 「のーま」	事業者
19	啓光えがお 親の会	知的			
20	啓光えがお	知的	40	らいふ	事業所
21	啓光学園	知的	41	ぴーすふる	事業者
22	AROMA	知的	42	なかまの樹	事業所

9 庁内委員会設置要綱

多摩市告示第322号

第4期多摩市障害福祉計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成26年 7月22日

多摩市長 阿部裕行

第4期多摩市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期多摩市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、第4期多摩市障害福祉計画策定市民委員会設置要綱（平成26年多摩市告示第323号）に基づく多摩市障害福祉計画策定市民委員会で策定した、第4期多摩市障害福祉計画の案を検討するため、多摩市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部企画課長 子ども青少年部子育て支援課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部相談支援担当課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部交通対策担当課長 教育部教育指導課長
--

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には、健康福祉部相談支援担当課長をもって充て、副委員長には健康福祉部障害福祉課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

10 計画策定にあたってよせられた意見

第4期多摩市障害福祉計画の策定過程において、障害福祉計画策定部会や障害福祉計画策定市民委員会での議論を通じて様々な生の声をご意見としていただきました。

その中には、本計画に反映すべきものと、課題ではあるものの本計画の中では対応が難しいものや、障害特性等による個別性の高いものなど、計画への反映が難しいご意見もいただきました。これらについては、障がい者基本計画や、次回の計画改定に向けての課題や意見、障害福祉施策を検討する上での視点の一つとして整理しました。

本計画の関連項目		ご意見
頁	項目	
P10	地域生活支援拠点の整備	拠点となるグループホームを作るとしても地域の自治会等の反応も含め、土地の確保の問題などがある中で、24時間対応や経営面を考えた場合、拠点整備は難しい
		居住支援機能と地域生活支援機能の一体的な整備は難しいが、拠点を設けず地域において機能を分担する「面的整備」は可能ではないか
		精神障がい者の短期（緊急）入所先の確保が必要
P12	サービス量推計の基本的な考え方	利用したくても使い勝手が悪いなどで使えないために実績がないものもある。実績が伸びないことも考えていくことにより良くなっていくのではないか。実績がないからといって、見込量を減らすことは逆効果ではないか
		見込量の議論も必要かもしれないが、これまでの実績の達成状況の分析を行い、十分な議論を行うことが必要である
P12	サービス提供体制確保の方策	サービス提供責任者の必要要件となる研修については、都心での開催しかなく、通う時間的余裕がない。時間を有効に使うために、拠点である多摩市で研修事業を行う必要がある
		人材がいない、人材が育たない、事業所が少ない、これは3障害にイえる事であり人材育成や社会資源の整理について市が率先して研修機関となることが必要である
		人材の不足と併せてヘルパーや運転手の高齢化も問題である
		ガイドヘルパーの確保と質の向上が必要である
		障害特性を理解し、異なる障害に対応できるヘルパーが育っていない現状がある
		市の広報媒体での啓発などにより、これまで育成した2級ヘルパーの掘り起こしも含め、人材の確保が必要である
P12	居宅介護	精神障害の特性を理解した介護事業所が不足している
		障害特性を理解し異なる障害に対応できるヘルパーが育っていない現状がある（再掲）

本計画の関連項目		ご意見
頁	項目	
P13	同行援護	同行援護の支給時間数が不足している。行きたい時に行きたい所へ行けることが望ましい
		ガイドヘルパーの確保と質の向上が必要である（再掲）
P16	就労移行	市内に就労移行支援事業所はない為、設置を検討し市内で一般就労を目指せる仕組みが必要
		改正障害者雇用促進法が施行され、事業主に障がい者が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供が義務化されるため、理解促進が必要
P16	就労継続支援 (A型・B型)	就労継続支援事業所としては利用者数を増やしたいが、工賃の支払いが負担になることから、障害者優先調達推進法の活用などにより工賃アップに努めることが必要
		多摩市は住宅街のため企業が少なく、仕事が少ないため、市のバックアップによる仕事の確保が必要
		特に就労継続支援B型の市内の定員数が増えていない状況や事業所数の不足もある状況の中で、障害者優先調達推進法に則り就労継続支援(A型・B型)の活用や就労先の確保が必要
P18	短期入所	精神障がい者の短期(緊急)入所の確保が必要(再掲)
		夏休みなど利用時期が集中することにより支給を受けても利用できないという意見があるが、入所以外のサービスを活用することによる地域での安心した暮らしを送れるような支援も必要である
P20	共同生活援助(グループホーム)	高齢者が増える中で、様々な障がい者に対応できるグループホームや施設が必要である
P22	計画相談支援(サービス等利用計画作成)	当事者・家族・事業所等への周知が必要。また、事業所間などで連携が取れておらず現実とかけ離れた支援計画となっているケースもあり、連携の強化が必要である。
		多くの事業所が相談事業所として名乗りを上げることで、事業所を選択できるようにする必要がある
		精神障害の特性の状況等がわかる事業所が不足しており、必要とである
		給付費の額が少ないため、計画相談支援事業所への負担に対する補助が必要であり、国に対し訴えていく必要がある
P26	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスや日中一時支援等、全体的に障がい児に対する支援が不十分である

本計画の関連項目		ご意見
頁	項目	
P28	理解促進研修・啓発事業	学校教育の中での障がい者への理解教育を更に推進する必要がある
		多摩市で「差別禁止条例」を作り市民を巻き込んだシンポジウムなどを開催し、差別をなくす啓発事業で市民の関心を高める必要がある。あわせて地域に対しても理解を推進していく必要がある
		事業所は沢山あり、協力して啓発を行う事業やアピールしていく場合には、市からの補助金を盛り込んでもらいたい
		障がい者への差別をなくす啓発を急務の課題として、市が率先して行う必要がある
P28	自発的活動支援事業	実際に活動している団体等に補助をしてはどうか（災害時の車いすトイレの設置などの災害対策や地域住民による街のバリアチェックなど）
P30	住宅入居等支援事業	一般アパートの入居を希望すると保証人協会や会社を使うと多額の費用が自己負担となるため何らかの支援が必要である
P30	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を進めるためには、費用がかかる等メリット・デメリットの周知が必要である
P31	意思疎通支援事業	手話通訳者の派遣は、5日前に連絡をしなければならない、月20時間の制限、必要な場合いつでもすぐ対応できる24時間体制にするなど課題がある
P33	移動支援事業	外出への制限が多く利用者負担も多い。児童にとって、社会参加（本来、親以外の地域と触れ合う時間等）が必要な時期としては少な過ぎる。上限時間の撤廃が必要である
P34	地域活動支援センター	地域ごとに身近なⅡ型・Ⅲ型が必要である。いろいろなカラーのセンターがあって良い。特に永山地区に必要である
		啓発事業など実施できる事業を増やし、障がい者について啓発していくが必要である
		地域活動支援センターだけでなく、コミュニティセンター等でも活動をしていくことにより障がい者への理解を深めることも必要である
P36	日中一時支援事業	放課後等デイサービスや日中一時支援等、全体的に障がい児に対する支援が不十分である

本計画の関連項目		ご意見
頁	項目	
P39	市民、関係機関及び事業者等との協働	いろいろな場面で手話通訳者が不足しているため、病院・消防・銀行・会社などで手話ができるように市が指導する必要がある
		行政など連携機関とのやりとりが不十分であり情報の共有化ができていない
		支援費→自立支援法→総合支援法と国の制度が変わってきているが、制度の変更点について市が事業者を集めて説明する場を設ける必要がある
P39	国、東京都への継続的な要請	給付費の額が少ないため、計画相談支援事業所への負担に対する補助が必要であり、国に対し訴えていく必要がある（再掲）
なし	居住支援	グループホームをどう増やすかではなく、住宅問題をどう考えるかという視点が必要である（再掲）
		障がい者がURや公共住宅に入居しやすいシステムを作る必要がある
		都営住宅の活用により、低層階の入居でグループホームのような形をとり、相談支援事業所を入居させて支援環境が保障された中で生活を継続できるような仕組みを作れないか
なし	計画策定の進め方	過去の計画策定も含め、十分な議論がなされていない。回数の問題もあるが開始時期についても前倒しで行うなど工夫が必要である
		当初の説明会の開催に際し、部会の位置づけ等について広報等で明確にする必要がある
		議論の時間を増やせば良いのか、仕組みを変えて進めたほうが良いのか、部会での意見のまとめ方や事務局からの整理された資料の事前配布など進め方の工夫が必要である

11 障がい者生活実態調査について(平成25年度多摩市障がい者生活 実態調査報告書より抜粋)

本計画の策定に際しては、平成25年12月に実施した障がい者生活実態調査結果を参考にしております。

この調査では、市内の障害者手帳所持者を対象に、無記名の郵送法により回答票を送付し、回収率は45.9%、1,733名の方から回答いただきました。以下は、障害福祉サービスの利用ニーズについて調査した31問の分析結果です。

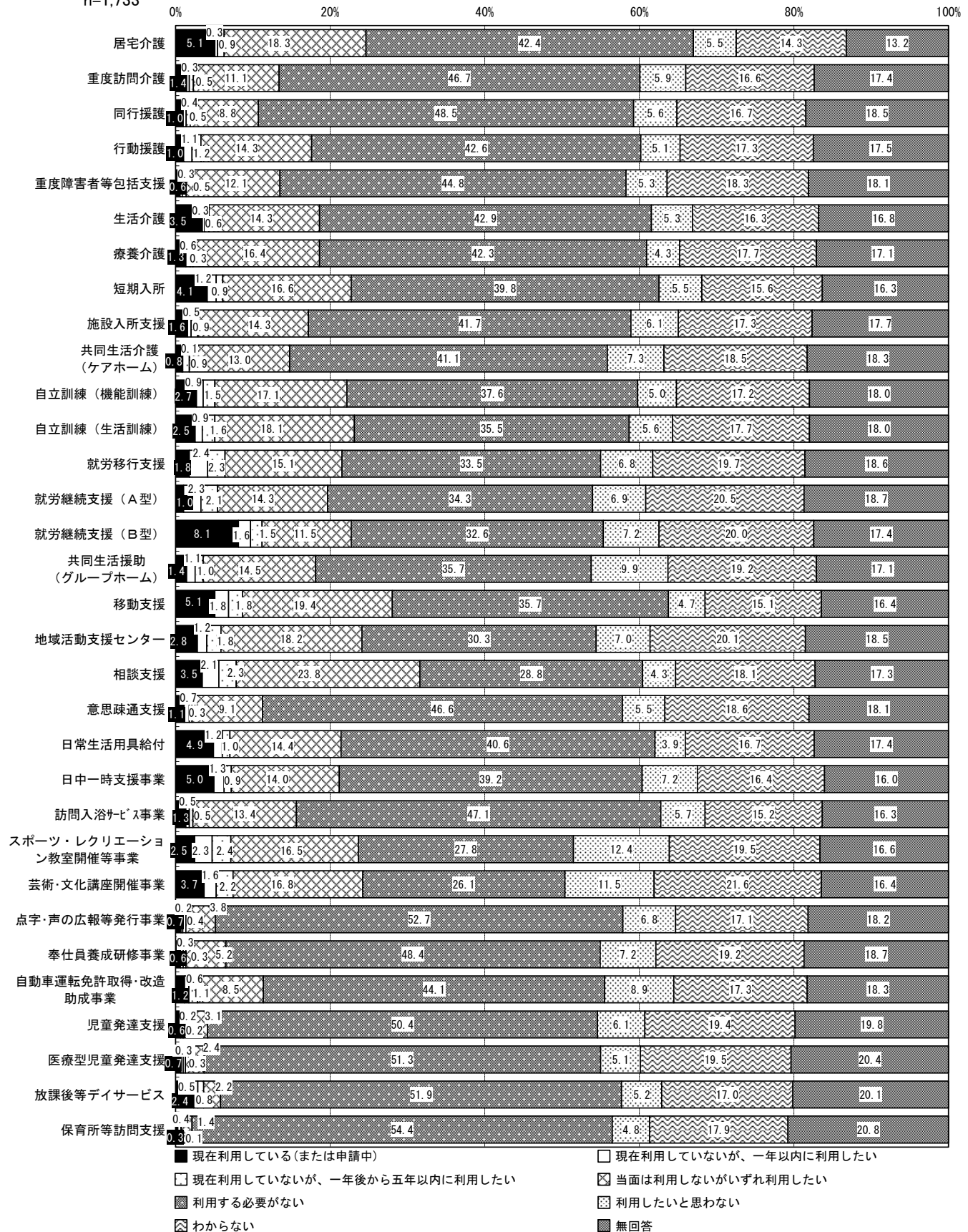
調査結果の詳細につきましては、市役所売店や市内図書館等で購入・閲覧できる平成25年度多摩市障がい者生活実態調査にまとめているほか、下記URLのホームページに掲載しております。

<http://www.city.tama.lg.jp/kenkou/26/000843.html>

問 31 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の福祉サービスについてあなたの利用状況をお答えください。(〇は1~7のうち1つ)

(全体の傾向)

n=1,733



12 用語解説

あ 行

インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービス。

か 行

グループホーム

世話人による相談支援や日常生活上の援助を受けながら、地域での共同生活を送る住まい。

ケアホーム

共同生活住居において、家事等の日常生活上の支援に加えて、食事・入浴・排せつなどの介護を提供する施設。平成 26 年 4 月からグループホームに一元化された。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。

高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害などが生じること。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で生じる社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化、個々の状況に応じた通勤時間や休息時間の設定など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。

コーディネート

仕事の流れを円滑にするよう調整すること。地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整すること。

さ 行

児童発達支援センター

障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会的障壁

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。

障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。我が国は平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結した。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

障害者総合支援法

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障がい者の定義への難病等の追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

自立支援協議会

障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

な 行

難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

は 行

発達障害

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害である自閉症スペクトラム（ASD）や学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの総称とされる。

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

法人後見

成年後見制度で、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人になること。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で事業主に対して義務づけられている、その雇用する労働者に占める障がい者の割合。

ら 行

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年壮年期、高齢期などの生涯の各時期。

リハビリテーション

障がい者等が社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。

印刷物番号 27 - 2

第4期多摩市障害福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

平成27(2015)年3月発行

編集・発行／東京都多摩市健康福祉部障害福祉課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
TEL042(338)6847(直通)

頒布価格 200円
